

個人情報保護法の改正に伴う福岡市の個人情報保護制度における 対応について（答申概要）

令和4年11月 福岡市個人情報保護審議会

1 背景

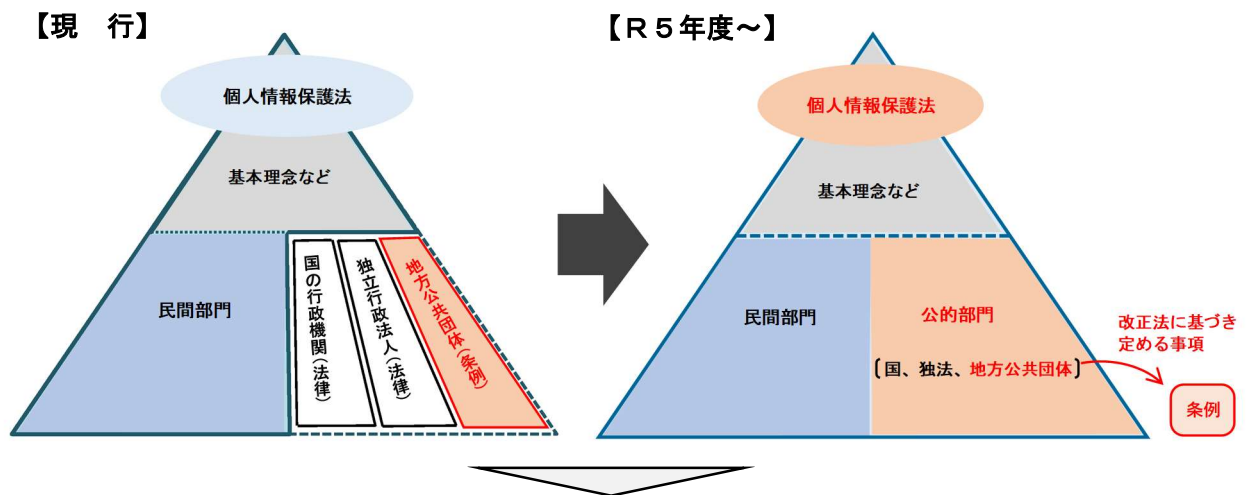
平成3年 福岡市個人情報保護条例（現行条例）制定

【国における個人情報保護制度見直しの背景】

- 社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立
- 個人情報の保護に関する国際的な制度調和

令和3年5月 個人情報保護法の改正

- これまで民間部門、国の行政機関、地方公共団体ごとに、それぞれの法律や条例で定められていた個人情報の保護に関するルールを改正個人情報保護法（改正法）に一元化。
- 各地方公共団体には、これまでの条例に代わって改正法の全国的な共通ルールが直接適用。



令和5年4月～ 改正法施行予定

【改正法の施行までに必要となる対応】

- 改正法の施行に必要なものとして、
 - ・ 条例で必ず定める必要があるとされている規定（必要的規定）
 - ・ 法の特例として条例で定めることができるとされている規定（任意的規定）を整備。

2 答申の概要（改正法に基づき条例で定める事項）

○ 必要的規定

審議事項	答 申
開示請求における手数料	現行条例と同様に、写しの作成及び送付に要する費用を徴収すべき
行政機関等匿名加工情報の利用契約における手数料	政令に定める標準額のとおりとすべき

○ 任意的規定

審議事項	答 申
条例要配慮個人情報の規定することの要否	改正法で定める要配慮個人情報に加えて、現時点で独自に規定すべき内容はなく、今後の市の施策展開等により必要が生じた際に改めて検討すべき
現行の個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を規定することの要否	改正法で作成・公表が義務付けられる個人情報ファイル簿に加えて、趣旨・目的が共通し、記載項目が近似した個人情報取扱事務登録簿の作成・公表を行う必要はない
開示請求における不開示情報の範囲	① 現行条例で開示している「公務員等の氏名」について、不開示情報から除外すべき（＝開示すべき） ② 現行条例で不開示としている「人の生命等の保護に支障を及ぼすおそれのある情報」について、不開示情報に加えるべき
開示・訂正・利用停止の手続（決定等の期限）	開示・訂正・利用停止決定等の期限については、いずれも現行条例と同等とすべき
審査請求の手続（審議会の調査権限等）	現行条例と同様に、審議会への諮問の期限や開示請求等に特有の調査権限について規定すべき
審議会への諮問事項	現行条例で制度の運用に関する重要事項として諮問している条例の改廃や特定個人情報保護評価について、審議会に諮問することができるよう規定すべき